

## 坂戸市通所型サービスC事業実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、坂戸市通所型サービスC（以下「通所型サービスC」という。）の事業の実施について定める。

(実施主体)

第2条 通所型サービスCの事業の実施主体は坂戸市とする。ただし、事業の全部又は一部を適切な事業の実施ができると認められる法人等に委託することができる。

(事業の内容等)

第3条 通所型サービスCの事業の内容は次に掲げるとおりとする。

- (1) 生活機能を改善するための運動器の機能の維持・向上プログラム
- (2) 前号に掲げる者のほか、生活機能を改善するために必要な事項  
(運動器の機能の維持・向上プログラムの事業内容)

第4条 通所型サービスCの事業の実施にあたっては、以下の内容を踏まえた上で実施する。

- (1) 転倒骨折の防止及び加齢に伴う運動器の機能の維持・向上を図り、自立した生活の確立と自己実現の支援を行う。
- (2) 理学療法士等専門スタッフによる事前アセスメント
- (3) 個別サービス計画書の作成
- (4) 個別サービス計画書に基づくプログラム（有酸素運動、ストレッチ、簡易な器具を用いた運動等）の実施
- (5) 理学療法士等専門スタッフによる事後のアセスメント及び評価  
(運動器の機能の維持・向上プログラムの実施頻度・時間・期間等)

第5条 通所型サービスCの事業の実施時間・頻度・期間等は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 1回あたり概ね90分とし、週1回とする。
- (2) 3ヶ月を1クールとして実施する。ただし、1クール実施後のアセスメントにより運動器の機能向上プログラムの継続が生活機能の改善に効果的であるとの評価があり、対象者にも継続希望があった場合は、さらに1クールに限り実施可能とする。

(利用料)

第6条 利用料については、無料とする。

ただし、プログラムの内容によって材料費等がかかる場合には、実費負担とする。

(留意事項)

第7条 通所型サービスCの事業の実施にあたっては、以下の事項に留意する。

- (1) 通所型サービスCは保健・医療専門職による短期集中予防サービスであることから、実績を確認しながら効果的かつ効率的な事業運営に努めること。
- (2) 対象者自身が自身の生活機能の低下等について自覚を持ち、介護予防に意欲的に取り組めるように支援すること
- (3) 事業が安全に行われるよう、「坂戸市介護予防事業実施における安全管理マニュアル」に準じ、事業を実施する。
- (4) 希望者には送迎を行うことができるものとする。

(実施場所)

第8条 通所型サービスCの事業は通所介護事業所など介護サービス事業所、健康増進センター、老人福祉センター、介護保険施設、公民館など、市が適当と認める施設で実施する。

(実施担当者)

第9条 通所型サービスCの事業は医師、歯科医師、保健師、看護職員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、機能訓練指導員（「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年3月31日厚生省令第37号）」第93条第4項に規定）等が実施する。

(個人情報の保護)

第10条 受注者は、次の各号に掲げる事項により、個人情報の保護に努めなければならない。

- (1) 業務の遂行にあたり、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び坂戸市個人情報保護条例（平成11年坂戸市条例第14号）に基づき、個人情報の漏洩、滅失及び毀損の防止、その他の個人情報の適切な管理のため必要な措置を講ずるものとする。
- (2) 業務に従事している者及び従事していた者は、当該業務に関し知り得た情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

(衛生管理等)

第11条 受注者は、従事者の清潔の保持及び健康状態の管理のための対策を講じなければならない。

- 2 受注者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。
- 3 受注者は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。  
(廃止又は休止の届出等)

第12条 受注者は、当該通所型サービスCの事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の1か月前までに、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

- (1) 廃止し、又は休止しようとする年月日
- (2) 廃止し、又は休止しようとする理由
- (3) 現に通所型サービスCの提供を受けている者に対する措置
- (4) 休止しようとする場合にあっては、休止の予定期間

- 2 受注者は、前項の規定による事業の廃止又は休止の届出をしたときは、当該届出の日前1か月以内に当該通所型サービスCの提供を受けていた者であって、当該事業の廃止又は休止の日以後においても引き続き当該通所型サービスCに相当するサービスの提供を希望するものに対し、必要な通所型サービスCが継続的に提供されるよう、通所型サービスC事業者その他関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。

(その他)

第13条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。